

# 資料 3

## 議題 2

会長代行並びに部会に  
属する委員及び部会長の  
指名について

○厚生労働省令第八十三号

平成二十七年四月十日

## 地方年金記録訂正審議会規則（抜粋）

（会長）

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

（部会）

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員等は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

平成 27 年 4 月 17 日

東北地方年金記録訂正審議会会長決定

## 東北地方年金記録訂正審議会運営規則（抜粋）

（部会）

第四条 審議会に、4 以内の部会を置くことができる。

（会議の公開）

第九条 会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる。

（議事要旨等）

第十二条 審議会における議事は、次に掲げる事項を議事要旨に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
  - 二 出席した委員及び審議事項に関係ある臨時委員の氏名
  - 三 議事となった事項
- 2 議事要旨は公開するものとする。
  - 3 審議会の議事の経過は、議事録を作成するものとする。
  - 4 議事録には、会長及び会長の指名する委員 2 名が署名するものとする。